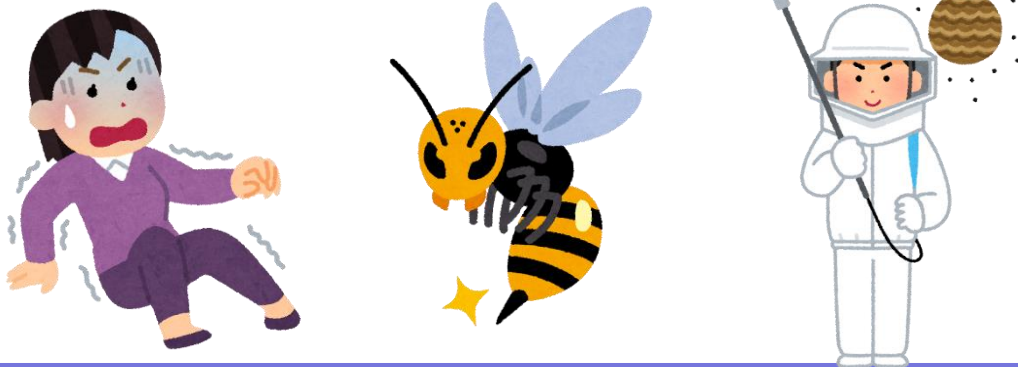


消費生活センターだより

第 127 号
令和 7 年 5 月

害虫・害獣駆除のトラブルに注意！

害虫が出て、慌ててインターネットで調べた格安料金の業者に駆除してもらったら、高額な料金を請求されたというトラブルが増えています。



【事例】

自宅の庭で大きなスズメバチの巣を見つけた。インターネットで見つけた「24 時間迅速対応」「見積無料」「基本料金 500 円～」という業者に電話したところ、料金の説明もなく「すぐに向かう」と言われた。

業者が到着し、巣の調査をしたところ「このままでは、蜂に刺されて人が死ぬ。近所の人々が刺されて死ぬと裁判になるかもしれない。今日駆除するなら 100 万円できる」などと言われ、慌てて契約した。

駆除後に、業者と一緒に銀行に行き、現金を下ろして支払った。業者が帰った後に調べたら、10 万円位が相場だった。

～アドバイス～

- ・ゴキブリやハチなどの害虫や、ネズミなどの害獣を駆除してもらう、いわゆる「害虫・害獣駆除サービス」の相談が、全国の消費生活センターに寄せられています。特に、10～20 歳代が契約当事者となるケースが急増しています。
- ・極端に安い価格を表示するサイトや広告に注意しましょう。
- ・強引に契約を迫ったり、消費者の不安をあおり、契約を急がせたりする業者と契約してはいけません。不審な場合は、はっきり断りましょう。
- ・事前に複数業者から見積もりを取り、他の業者と価格を十分に検討しましょう。
- ・契約してしまった場合でも、契約書面を受け取ってから 8 日間以内であればクーリング・オフできる可能性があります。
- ・事業者とトラブルになったり、不安に感じたりしたら、消費者ホットライン（188）や消費生活センターに相談してください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の 2132 番地

月曜日～金曜日（平日） 午前 9 時～正午・午後 1 時～午後 4 時

直通電話 0479-62-8019